

沖縄県 労働基準協会だより



主な 内 容

- 令和7年度免許試験(沖縄地区出張特別試験)の日程(学科試験)
- 協会からのお知らせ(通常総会6/12、沖縄県産業安全衛生大会10/10)
- 全国産業安全衛生大会In大阪・近畿(9/10~12)
- 那覇支部通信(健康づくりセミナー「本気の!ラジオ体操&ウォーキングで健康UP・STOP労災」を開催)
- 中部支部通信(「令和6年度合同安全衛生研修会」を開催)
- 沖縄労働局から
 - ① 36協定の適正な締結
 - ② 労働者を採用する際には「労働条件」の書面交付等による明示が必要です
 - ③ 育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法改正ポイントの案内
 - ④ 令和6年労働災害・死亡災害発生状況(12月末現在)
- 講習会のご案内(令和7年4月分)



イペーの開花

南米ブラジル等が由来の木で、沖縄の空によく映える黄色が印象的ですが、最近では紫色系統も見られるようになりました。3月頃に公園や街路樹などで満開になります。
(撮影地 那覇市内 撮影者・写真提供:与儀 栄太郎氏)

発行所／一般社団法人 沖縄県労働基準協会
〒900-0001 那覇市港町 2-5-23
電話：098-868-2826
FAX：098-869-1714

発行人／会長 島袋 清人

定 価／1 部 50 円

(会員の購読料は会費の中に含む)

ホームページ <https://www.okinawa-roukikyo.org/>

令和7年度 免許試験(沖縄地区出張特別試験)の日程(学科)

	試験日	試験の種類	試験会場	受験申請書の受付期間 (土・日・祝日除く)
沖縄会場 第1回目	令和7年11月1日(土)	①第一種衛生管理者、②第二種衛生管理者、③ボイラー整備士、④移動式クレーン、⑤クレーン・デリック(クレーン限定)	沖縄産業支援センター (那覇市小祿1831-1)	令和7年8月25日(月) ～9月5日(金) 必着
	令和7年11月2日(日)	①潜水士、②エックス線作業主任者、③一級ボイラー技士、④二級ボイラー技士		
石垣会場	令和7年10月12日(日)	①第一種衛生管理者、②第二種衛生管理者、③潜水士、④二級ボイラー技士、⑤移動式クレーン	石垣市民会館 (石垣市浜崎町1-1-2)	令和7年8月25日(月) ～9月5日(金) 必着
沖縄会場 第2回目	令和8年1月31日(土)	①第一種衛生管理者、②第二種衛生管理者、③移動式クレーン、④クレーン・デリック(クレーン限定)、⑤揚貨装置運転士、⑥ボイラー整備士	沖縄産業支援センター (那覇市小祿1831-1)	令和7年11月25日(火) ～12月9日(火) 必着
	令和8年2月1日(日)	①潜水士、②一級ボイラー技士、③二級ボイラー技士		

学科試験手数料・・・8,800円

※ 受験申請書は、沖縄県労働基準協会の各支部で配布しております。

※ 石垣会場の受験申請書の受付は、オンライン又は郵送(衛生管理者及び潜水士は沖縄県労働基準協会本部宛て、他の試験は各団体支部宛て)となります。

オンラインによる受験申請について

- ・ オンラインによる受験申請が可能となりました。
- ・ 二級ボイラー技士及び潜水士の受験申請、そして免許試験の再受験は、オンライン申請で完結できます。
- ・ 上記以外の免許試験(衛生管理者等)は、オンライン申請に加え、別途、提出書類と印刷した申請書の安全衛生技術試験協会への郵送が必要です。
- ・ 沖縄地区出張特別試験に係るオンライン申請受付期間は、上記と同じ期間です。
- ・ 詳細は、安全衛生技術試験協会HPをご覧ください。
- ・ お問い合わせは、安全衛生技術試験協会(☎03-5275-2366) 宛てにお願いします。
- ・ なお、沖縄県労働基準協会では、オンライン申請に係るお問い合わせには対応いたしません。
また、オンライン申請に係る提出書類等の受付等もできません。



主催：(公財) 安全衛生技術試験協会 九州安全衛生技術センター 協力：(一社) 沖縄県労働基準協会

協会からの
お知らせ



● 令和7年度 通常総会

令和7年6月12日(木) 沖縄ハーバービューホテル(那覇市)

● 令和7年度 沖縄県産業安全衛生大会

令和7年10月10日(金) ラグナガーデンホテル(宜野湾市)

第84回
(令和7年度)

全国産業安全衛生大会
in 大阪・近畿
令和7年9月10日(水)～12日(金)
会場 インテックス大阪・ATCホール



那覇支部通信

健康づくりセミナー
「本気の!ラジオ体操&ウォーキングで健康UP・STOP労災」を開催

那覇支部は、1月24日(金)に日本健康倶楽部沖縄支部の協力のもと、九州沖縄トラック研修会館において健康づくりセミナー「本気の!ラジオ体操&ウォーキングで健康UP・STOP労災」を開催し、18名が参加しました。

参加者の血圧・脈拍の体調チェック後、仲西那覇支部長のあいさつで開会し、第一部のラジオ体操では、はじめに長座体前屈と立ち上がりのプチ体力チェックを行い、その後DVD映像を確認しながら日本健康倶楽部のスタッフの声掛けのもと、ラジオ体操の『全ての人に大切な要素の「姿勢と呼吸」がテーマの第1』と『アクティブで疲れにくい体を作ることが目標の「強さとしなやかさ」がテーマの第2』で体を動かしました。その後、再度プチ体力チェックを行って測定値を比べると、ほぼ全員の値に改善が見られ、短時間でまんべんなく体を動かすことができる究極の全身運動を体感し、参加者はじんわり汗もにじませていました。



第二部では、ウォーキング講座が行われ、前半はスライドでウォーキングの姿勢やフォームを確認し、さらに効果を高めるための自分にあった歩き方(目標心拍数)を式にはめて算出しました。後半では、2人ペアでお互いのフォームや腕振り、歩幅のチェックを行いました。腕振りでは、肩甲骨の動きを確認し、腕の振り方で骨の動きがこんなに違うことと腕振りの重要性を体感しました。その後、効果的な歩き方をするために身長半分の歩幅で会場内を早歩きで回り、自分に合った歩幅やペースで息のあがり方や脈拍の感覚を体感し、体を動かしながら

会員同士の交流も図りました。

今回のセミナーでは、正しい動作を意識して習慣化して行うことの大切さを実感したセミナーとなり、質疑応答では、参加者から積極的に質問もあり、有意義なセミナーとなりました。

中部支部
通信

「令和6年度合同安全衛生研修会」を開催

中部支部は、2月12日(水)に中城講習会場にて、沖縄労働基準監督署の比嘉健三署長と松橋安全衛生課長をお招きして「令和6年度合同安全衛生研修会」を開催し、中部支部運営委員および安全衛生担当者、中部支部安全衛生部会委員21名が参加しました。

最初に比嘉沖縄監督署長より「労働行政を取り巻く情勢について」の講話が行われ、「令和6年の司法事件送致件数は県全体で16件内沖縄監督署9件であったが、その中で建設業界における若手の命をどう守っていくかとして、若者に実際事故にあった若者、遺族の声を聴かせてあげられないかを感じる。沖縄県の適用事業場数、適用労働者の増加率はほぼ全国一であり、沖縄監督署の増加率は全国一ではないかと思う。沖縄の米軍基地で働く労働者は全国の36%であり、その労災補償の認定業務は沖縄監督署で行っているが、特徴として災害性の事故もあるが、精神事案、腰痛、上肢障害等疾病関連が多く、調査が必要な事案が多い。世界優良企業9,000社の調査結果においてトップの決断で、安全、環境問題に取り組んだ企業は信用、信頼を得て利益が伸びるとの結果になっている。安全衛生、環境に配慮した企業は、成長する。企業経営で100年先、未来を考え、労働環境の整備を考えていただくようお願いします。労働基準行政としても、安全衛生活動が地元企業の武器となるように協力して応援して行きたいと考えている。」旨の話がありました。

同署の松橋安全衛生課長からは、労働安全衛生法に基づく新たな化学物質規制の概要、労働安全衛生に基づく保護措置の拡大、(建設業)特定元方事業者による作業場所の巡視に係るデジタル技術の活用等について説明がありました。化学物質管理の課題として、特化則、有機則等の規制対象外である物質による労働災害が約8割あり、洗剤、塗料など、市販品にも化学物質は多く使われているが、危険性・有害性等について認識していないことから、リスクアセスメントの実施を行っていない。作業を請け負わせる一人親方、下請業者等・同じ場所で行う労働者以外の人(資材搬入業者、警備員など)にも労働者と同等の保護措置実施が義務化された等の説明に、参加者は真剣に耳を傾け、個別質問も行われました。



せん。

限度時間を超える場合の 3 6 協定届の記載例（特別条項）

（様式第 9 号の 2（労働基準法施行規則第 16 条第 1 項関係））

◆臨時に限度時間を超えて労働させる場合には様式第 9 号の 2 の協定届の届出が必要です。
 ◆様式第 9 号の 2 は、✓ 限度時間内の時間外労働についての届出（1 枚目）と、✓ 限度時間を超える時間外労働についての届出（2 枚目）の 2 枚の記載が必要です。
 ◆1 枚目の記載については、前ページの記載例をご参照ください。

臨時に限度時間を超えて労働させることはできません。
 限度時間を超えて労働させる必要がある場合でも、時間外労働は限度時間以内でできる限り近づけるように努めてください。

2 枚目
（表面）

時間外労働 に関する協定届（特別条項）

様式第 9 号の 2（第 16 条第 1 項関係）

業務の種類	労働者数 （満 18 歳）	1 日 （任意）		1 箇月 （時間外労働及び休日労働を合算した時間数、100 時間未満に限る。）		1 年 （時間外労働のみの時間数、720 時間以内に限る。）					
		延長することができる時間数	法定労働時間を超える時間数 （任意）	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数	法定労働時間を超える時間数 及び休日労働の時間数	延長することができる時間数	法定労働時間を超える時間数 及び休日労働の時間数				
突発的な仕様変更	設計	10 人	6 時間	6. 5 時間	4 回	60 時間	70 時間	35%	550 時間	670 時間	35%
製品トラブル・大規模なクレームへの対応	検査	10 人	6 時間	6. 5 時間	3 回	60 時間	70 時間	35%	500 時間	620 時間	35%
機械トラブルへの対応	機械組立	20 人	6 時間	6. 5 時間	3 回	55 時間	65 時間	35%	450 時間	570 時間	35%

限度時間を超えて労働させる場合における手続

限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置

①、③、⑩

労働者代表者に対する事前申し入れ

（該当する番号）
①、③、⑩

（具体的な内容）
対象労働者への医師による面接指導の実施、対象労働者に 11 時間の勤務時間インターバルを設定、職場での時短対策会議の開催

1 年間の上限時間を計算する際の計算日を記載してください。その 1 年間の有効期間に力加わらず、起算日は同一の日である必要があります。

限度時間を超えて労働させる場合の割増賃金率を定めてください。この場合、法定の割増率（25%）を超える割増率とするよう努めてください。

時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月 100 時間未満、2 ～ 6 か月平均 80 時間以内でなければなりません。これを労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがない場合は、有効な協定届とはなりません。

労働者を採用する際には「労働条件」の 書面交付等による明示が必要です！

- 労働基準法では、労働契約を締結する際に、労働者に労働条件の明示義務があります。
- 明示しなければならない労働条件が定められています。
- 労働条件通知書によって明示された労働条件が事実と相違する場合においては、労働者は、**即時に労働契約を解除**することができます。



★モデル労働条件通知書をご活用ください！

労働条件の明示は 原則、書面交付です。

なお、労働者が希望した場合は、**FAX・メール・SNSメッセージでも可能です！**

明示方法は？

◎印刷や保存ができるように添付ファイルで送りましょう。

厚生労働省HPより職種別のモデル労働条件通知書の様式をダウンロードできます。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudoukijunkankei.html



※ご不明な点は、お近くの労働基準監督署へご相談ください。

事業主の皆さまへ (全企業が対象です)

育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法 改正ポイントのご案内

公布日：令和6年5月31日

以下が改正内容の主なポイントになります。※詳細は今後省令等で定められます。

I：育児・介護休業法の改正ポイント

① 柔軟な働き方を実現するための措置等が事業主の義務になります

施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日

● 3歳以上、小学校就学前の子を養育する労働者に関する柔軟な働き方を実現するための措置

● 事業主が選択した措置について、労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

- ・事業主は、
 - ・始業時刻等の変更
 - ・テレワーク等(10日/月)
 - ・保育施設の設置運営等
 - ・新たな休暇の付与(10日/年)
 - ・短時間勤務制度フルタイムでの柔軟な働き方※ テレワーク等と新たな休暇は、原則時間単位で取得可とする。詳細は省令。
- の中から2以上の制度を選択して措置する必要があります。(※各選択肢の詳細は省令等)
- ・労働者は、事業主が講じた措置の中から1つを選択して利用することができます。
- ・事業主が措置を選択する際、過半数組合等からの意見聴取の機会を設ける必要があります。
- ・個別周知・意向確認の方法は、今後、省令により、面談や書面交付等とされる予定です。

② 所定外労働の制限(残業免除)の対象が拡大されます

施行日：令和7年4月1日

改正前

3歳に満たない子を養育する労働者は、請求すれば所定外労働の制限(残業免除)を受けることが可能

改正後

● 小学校就学前の子を養育する労働者が請求可能に

③ 育児のためのテレワークの導入が努力義務化されます

施行日：令和7年4月1日

● 3歳に満たない子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。

厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

1

④ 子の看護休暇が見直されます

施行日：令和7年4月1日

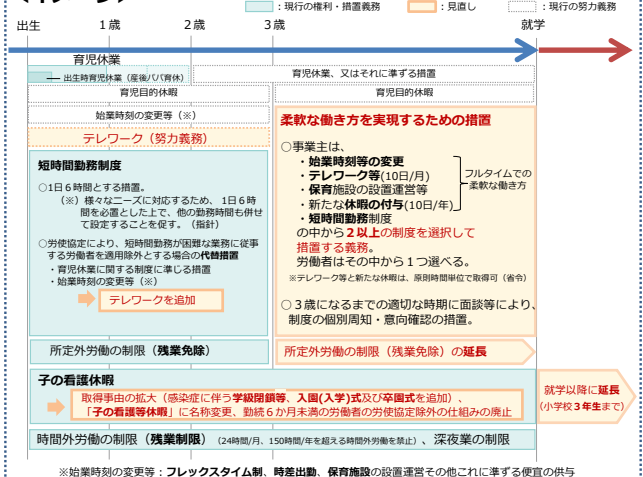
改正前

- 【名称】
● 「子の看護休暇」
- 【対象となる子の範囲】
● 小学校就学の始期に達するまで
- 【取得事由】
● 病気・けが
● 予防接種・健康診断
- 【労使協定の締結により除外できる労働者】
(1) 引き続き雇用された期間が6か月未満
(2) 週の所定労働日数が2日以下

改正後

- 【名称】
● 「子の看護等休暇」
- 【対象となる子の範囲】
● 小学校3年生修了までに延長
- 【取得事由】(※詳細は省令)
● 感染症に伴う学級閉鎖等
● 入園(入学)式、卒園式を追加
- 【労使協定の締結により除外できる労働者】
● (1)を撤廃し、(2)のみに(週の所定労働日数が2日以下)

<イメージ>



2

⑤ 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮が事業主の義務になります

施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日

● 妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮が事業主に義務づけられます。

- ・意向聴取の方法は、省令により、面談や書面の交付等とする予定です。
- ・具体的な配慮の例として、自社の状況に応じて、勤務時間帯・勤務地にかかる配置、業務量の調整、両立支援制度の利用期間等を見直し、労働条件の見直し等を指針で示す予定です。
- さらに、配慮に当たって、望ましい対応として、
 - ・子に障害がある場合等で希望するときは、短時間勤務制度や子の看護等休暇等の利用可能期間を延長すること
 - ・ひとり親家庭の場合で希望するときは、子の看護等休暇等の付与日数に配慮すること等を指針で示す予定です。

⑥ 育児休業取得状況の公表義務が300人超の企業に拡大されます

施行日：令和7年4月1日

● 従業員数300人超の企業に、育児休業等の取得の状況を公表することが義務付けられます。(現行では、従業員数1,000人超の企業に公表が義務付けられています。)

- ・公表内容は、公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度(公表前事業年度)における次の①または②のいずれかの割合を指します。

① 育児休業等の取得割合	② 育児休業等と育児目的休暇の取得割合
育児休業等をした男性労働者の数 配偶者が出産した男性労働者の数	育児休業等をした男性労働者の数 + 小学校就学前の子の育児を目的とした 休暇制度を利用した男性労働者の数 配偶者が出産した男性労働者の数

※育児休業等とは、育児・介護休業法に規定する以下の休業のことです。
・育児休業(産後/育児を含む)
・法第23条第2項(3歳未満の子を育てる労働者について所定労働時間の短縮措置を講じた場合の代替措置義務)又は第24条第1項(小学校就学前の子を育てる労働者に関する努力義務)の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置を講じた場合は、その措置に基づく休業

⑦ 介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置が事業主の義務になります

施行日：令和7年4月1日

- 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置(※面談・書面交付等による。詳細は省令。)
- 介護に直面する前の早い段階(40歳等)での両立支援制度等に関する情報提供
- 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい雇用環境の整備(※研修、相談窓口設置等のいずれかを選択して措置。詳細は省令。)
- 要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるよう事業主に努力義務
- 介護休暇について、引き続き雇用された期間が6か月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止

3

II：次世代育成支援対策推進法の改正ポイント

① 法律の有効期限が延長されました

施行日：公布の日(令和6年5月31日)

令和7年(2025年)3月31日までとなっていた法律の有効期限が、令和17年(2035年)3月31日までに延長されました。

- ・法律の期限延長にともない、くるみ認定制度も継続されますが、今後、省令により認定基準の一部を見直すこととしています。

② 育児休業取得等に関する状況把握・数値目標設定が義務付けられます

施行日：令和7年4月1日

従業員数100人超の企業は、一般事業主行動計画策定時に次のことが義務付けられます。(従業員数100人以下の企業は、努力義務の対象です。)

- 計画策定時の育児休業取得状況(※1)や労働時間の状況(※2)把握等(PDCAサイクルの実施)
- 育児休業取得状況(※1)や労働時間の状況(※2)に関する数値目標の設定

- (※1) 省令により、男性の育児休業等取得率とする予定です。
- (※2) 省令により、フルタイム労働者1人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数等とする予定です。
- ・一般事業主行動計画の内容を変更しようとする場合も同様に状況把握、数値目標の設定を行う必要があります。
- ・施行日以降に開始(又は内容変更)する行動計画から義務の対象となります。

育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法に関するお問い合わせは
都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へ

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	埼玉県	048-600-6269	岐阜県	058-245-1550	鳥取県	0857-29-1709	佐賀県	0952-32-7218
青森県	017-734-4211	千葉県	043-221-2307	静岡県	054-252-5310	島根県	0852-31-1161	長崎県	095-801-0050
岩手県	019-604-3010	東京都	03-3512-1611	愛知県	052-857-0312	岡山県	086-225-2017	熊本県	096-352-3865
宮城県	022-299-8844	神奈川県	045-211-7380	三重県	059-226-2318	広島県	082-221-9247	大分県	097-532-4025
秋田県	018-862-6584	新潟県	025-286-3511	滋賀県	077-523-1190	山口県	083-995-0390	宮崎県	0985-38-8821
山形県	023-624-8228	富山県	076-432-2740	京都府	075-241-3212	徳島県	088-652-2718	鹿児島県	099-223-8239
福島県	024-536-4609	石川県	076-265-4429	大阪府	06-6941-8940	香川県	087-811-8924	沖縄県	098-868-4380
茨城県	029-277-8295	福井県	0776-22-3947	兵庫県	078-367-0820	愛媛県	089-935-5222		
栃木県	028-633-2795	山梨県	055-225-2851	奈良県	0742-32-0210	高知県	088-885-6041		
群馬県	027-896-4739	長野県	026-227-0125	和歌山県	073-488-1170	福岡県	092-411-4894		

受付時間 8時30分～17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)

厚生労働省

都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

令和6年5月作成 4

令和6年 業種別署別労働災害発生状況（12月末累計）

（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）

沖縄労働局

年・署別・局計等		令和6年(12月末累計)						令和5年(12月末累計)						局計対令和5年比較	
業 種		那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局計	那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局計	増減数(人)	増減率(%)
製 造 業		73	71	20	(1) 12	5	(1) 181	93	(1) 67	12	3	2	(1) 177	4	2.3
食 料 品 製 造 業		38	37	13	(1) 9	2	(1) 99	52	30	10	2	1	(0) 95	4	4.2
鉱 業							(0) 0						(0) 0	0	-
建 設 業		79	(1) 72	(2) 15	(1) 17	3	(4) 186	86	(4) 78	12	7	10	(4) 198	▽ 12	▽ 6.1
土 木 工 事 業		7	14	3	1	2	(0) 27	14	(1) 14	4	2	4	(1) 38	▽ 11	▽ 28.9
建 築 工 事 業		55	(1) 49	(2) 8	(1) 13		(4) 125	53	(2) 59	8	4	3	(2) 127	▽ 2	▽ 1.6
交 通 運 輸 事 業		23	1			1	(0) 25	21	6	1			(0) 28	▽ 3	▽ 10.7
陸 上 貨 物 運 送 事 業		58	19				(0) 79	53	13	1	(1) 3	4	(1) 74	5	6.8
港 湾 荷 役 業		5				1	(0) 6	3		1	1	1	(0) 6	0	0.0
林 業						1	(0) 1	1		1	2		(0) 4	▽ 3	▽ 75.0
農 業、畜 産・水 産 業		5	9	(1) 7	2	1	(1) 24	10	3	3		4	(0) 20	4	20.0
第三次産業（運輸を除く）		443	(1)279	(1) 61	39	49	(2) 871	405	269	60	48	44	(0) 826	45	5.4
商 業		147	66	11	7	8	(0) 239	130	72	7	8	8	(0) 225	14	6.2
小 売 業		96	54	8	4	4	(0) 166	77	56	7	6	5	(0) 151	15	9.9
接 客 娛 楽 業		51	43	25	16	17	(0) 152	49	51	16	10	19	(0) 145	7	4.8
旅 館・ホ テ ル		15	16	15	10	10	(0) 66	18	19	9	5	9	(0) 60	6	10.0
飲 食 店		29	21	7	2	5	(0) 64	22	23	3	2	3	(0) 53	11	20.8
保 健 衛 生 業		126	63	11	6	8	(0) 214	101	72	18	12	7	(0) 210	4	1.9
社 会 福 祉 施 設		104	49	11	5	8	(0) 177	69	56	15	11	7	(0) 158	19	12.0
ビルメンテナンス業		29	28	2	7	5	(0) 71	38	10	2	10	5	(0) 65	6	9.2
そ の 他 の 業 種		90	(1) 79	(1) 12	3	11	(2) 195	87	64	17	8	5	(0) 181	14	7.7
全 産 業		(0)686	(2)451	(4)103	(2) 72	(0) 61	(8)1,373	(0)672	(5)436	(0) 96	(1) 64	(0) 65	(6)1,333	40	3.0

(注) 1. 労働者死傷病報告により作成したもの。
2. 被災者数の枠の左側（ ）は死亡者数で内数。
3. 「▽」は減少を示す。

4. 交通運輸事業は、鉄道・軌道・水運・航空業、道路旅客運送業を示す。
5. 陸上貨物運送事業は、道路貨物運送業、その他の運輸交通業及び港湾荷役業を除く貨物取扱業を示す。
6. その他の業種は、金融広告業、映画・演劇業、通信業、教育研究、清掃、と畜（と け り 除 く）、官公署、その他の事業を示す。

令和6年死亡災害発生状況（12月末現在）

沖縄労働局

番号	所轄署	事故の型	起因物	業種別	発生時期	年齢	労働者数 (規模別)	発生状況
1	宮 古	はさまれ・ 巻き込まれ	整地・運搬・ 積み込み用機械	その他の食品品製造業	1月中旬	50歳台	50～99	ヤード内において、トラクター・ショベルを運転してサトウキビの運搬作業を行っていたところ、後進中の同車両に被災者が巻き込まれたもの。
2	名 護	墜落・転落	足場	その他の建築工事業	1月中旬	20歳台	1～9	RC造4階建てビルの外壁改修工事における躯体周囲の単管足場の組み立て作業中、頭部から出血し地面上にうつ伏せで倒れている被災者が発見され、その後死亡したものの。
3	宮 古	墜落・転落	足場	鉄骨・鉄筋コンクリート 造家屋建築工事業	2月中旬	10歳台	10～29	高さ12.8mの外壁足場7層目において、幅木の取り付け作業を行っていたところ、躯体の反対側から墜落したものの。
4	名 護	交通事故 (道路)	トラック	警備業	6月下旬	40歳台	50～99	ダンプトラックが港湾施設から道路へ出ようとしていたところ、付近にいた者がダンプトラックに接近したので、これを制止しようとした警備員がダンプトラックに轢かれたもの。
5	沖 縄	感電	送配電線等	その他の建築工事業	7月上旬	30歳台	1～9	足場の組立作業中、足場外部にメッシュシートの取り付けを行っていた際、被災者の上方にあった送配電線に被災者が接触し、感電したものの。
6	名 護	高温・低温の 物との接触	高温・低温環境	その他の建築工事業	7月中旬	60歳台 以上	1～9	工事現場で、被災者が資材の片づけを行っていたところ、熱中症で倒れ、搬送後に死亡したものの。
7	沖 縄	交通事故 (道路)	トラック	警備業	10月中旬	50歳台	50～99	RC造6階建てのアパート新築工事現場の公道上において、交通誘導を行っていた被災者が、コンクリートミキサー車の正面でしゃがみこんでいたところ、発進したコンクリートミキサー車にひかれて死亡したものの。
8	名 護	高温・低温の 物との接触	高温・低温環境	その他の建設業	6月下旬	20歳台	1～9	建物解体作業等終了後、代表者が運転する自動車に同乗していた作業員が突然痙攣し、搬送後に死亡したものの。
9	名 護	墜落・転落	乗用車、バス、 バイク	畜産業	11月中旬	60歳台 以上	1～9	事業場敷地内で登坂中の軽トラック車が坂の下に転落して横転し、心肺停止の運転者が搬送後に死亡したものの。

※死亡災害報告(速報)によるため、労働者死傷病報告にて集計している労働災害発生状況の死亡者数と一致しないことがある。
※記載された情報は今後の調査により修正される場合がある。



講習会のご案内 (令和 7 年 4 月分)

長年の実績と信頼、理解し易い講習に努めています
各講習の日程表など詳細については、当協会ホームページにも掲載しております。



二次元
バーコードから
ご確認頂けます。

項 目	講習名	実施日・実施会場	受講料等 (テキスト代込み)
事業部 (教習センター) ☎ (098) 979-7897 📠 979-9975	フルハーネス型墜落 制止用具特別教育	4/2(水) 学 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階) 実 教習センター(うるま市州崎)	会 員 9,990 円 非会員 12,990 円
	職長教育・ 安全衛生責任者教育	4/3(木)～4(金) 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階)	会 員 16,650 円 職長のみ 14,880 円 非会員 22,650 円 職長のみ 19,880 円
	フォークリフト運転技能講習	4/7(月)～11(金) 学 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階) 実 教習センター(うるま市州崎)	47,150 円
	安全管理者選任時研修	4/10(木)～11(金) 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階)	会 員 16,650 円 非会員 22,650 円
	玉掛け技能講習	学 4/14(月)～15(火) 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階) 実 A班16(水)、B班17(木)、C班18(金) 教習センター(うるま市州崎)	免除有 26,150 円 免除無 28,150 円
	石綿作業主任者技能講習	4/17(木)～18(金) 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階)	13,980 円
	フォークリフト 運転技能講習	学 4/21(月)～25(金) 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階) 実 教習センター(うるま市州崎)	47,150 円
	特定化学物質・四アルキル 鉛等作業主任者技能講習	4/22(火)～23(水) 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階)	14,980 円
那覇支部 ☎ (098) 868-2831 📠 869-1714	アーク溶接特別教育	4/24(木)～27(日) 学 中城講習会場(中城村久場 中城モール4階) 実 那覇工業高校 機械科溶接実習室(浦添市勢理客)	会 員 17,650 円 非会員 21,650 円
	安全衛生推進者養成講習	4/10(木)～11(金) 北部会館3階(名護市宇茂佐の森)	15,430 円
中部支部 ☎ (098) 937-0162 📠 937-0163	酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者技能講習	4/22(火)～25(金) 北部会館3階(名護市宇茂佐の森)	18,310 円
	玉掛け技能講習	4/15(火)～17(木) 学 宮古建設会館 実 先嶋建設(株)多目的広場	免除有 26,150 円 免除無 28,150 円
宮古支部 ☎ (0980) 73-1455 📠 73-6511	小型移動式クレーン 運転技能講習	4/15(火)～17(木) 学 (株)紫電舎 2F会議室 実 石垣港南ぬ浜町ふ頭用地	二科目免除 23,925 円 一科目免除 25,925 円 免除無 27,925 円
	職長教育・ 安全衛生責任者教育	4/23(水)～24(木) (株)紫電舎 2F会議室	会 員 16,650 円 職長のみ 14,880 円 非会員 22,650 円 職長のみ 19,880 円
北部支部 ☎ (0980) 54-4700 📠 52-7004			
八重山支部 ☎ (0980) 88-5355 📠 88-5360			

各講習の日程表・受講申請書が必要な方・定員の確認は、各支部へお問い合わせください。

・受講予約者が定員に達している場合には、キャンセル待ちとなりますので、ご了承ください。

「安全衛生教育促進運動」

令和6年度

2024年12月1日▶2025年4月30日

正しい知識で 職場を安全・健康に！